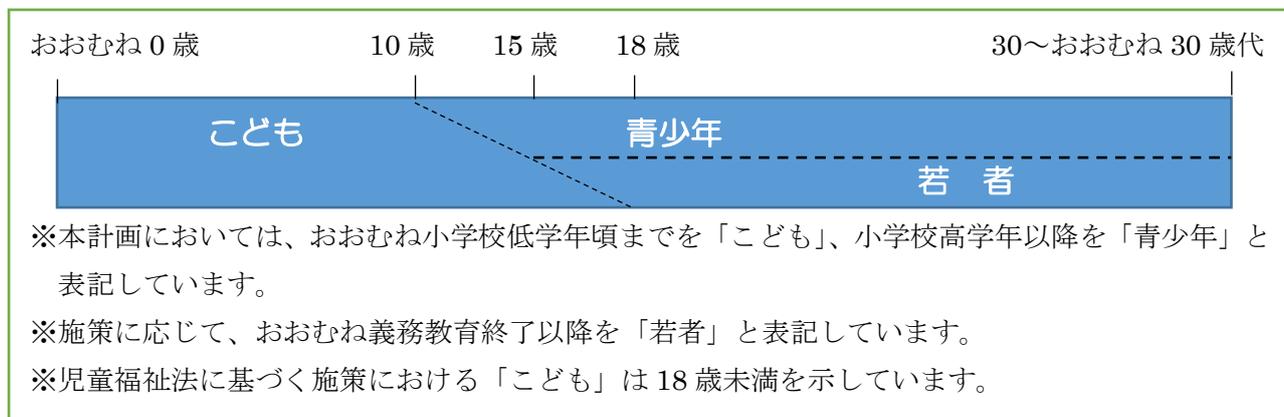


「大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）」の対象年齢について

◆第1期計画の取り扱い

子ども・青少年とは基本的におおむね0歳から30歳までを範囲としており、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。



◆若者の範囲について（国の考え方）

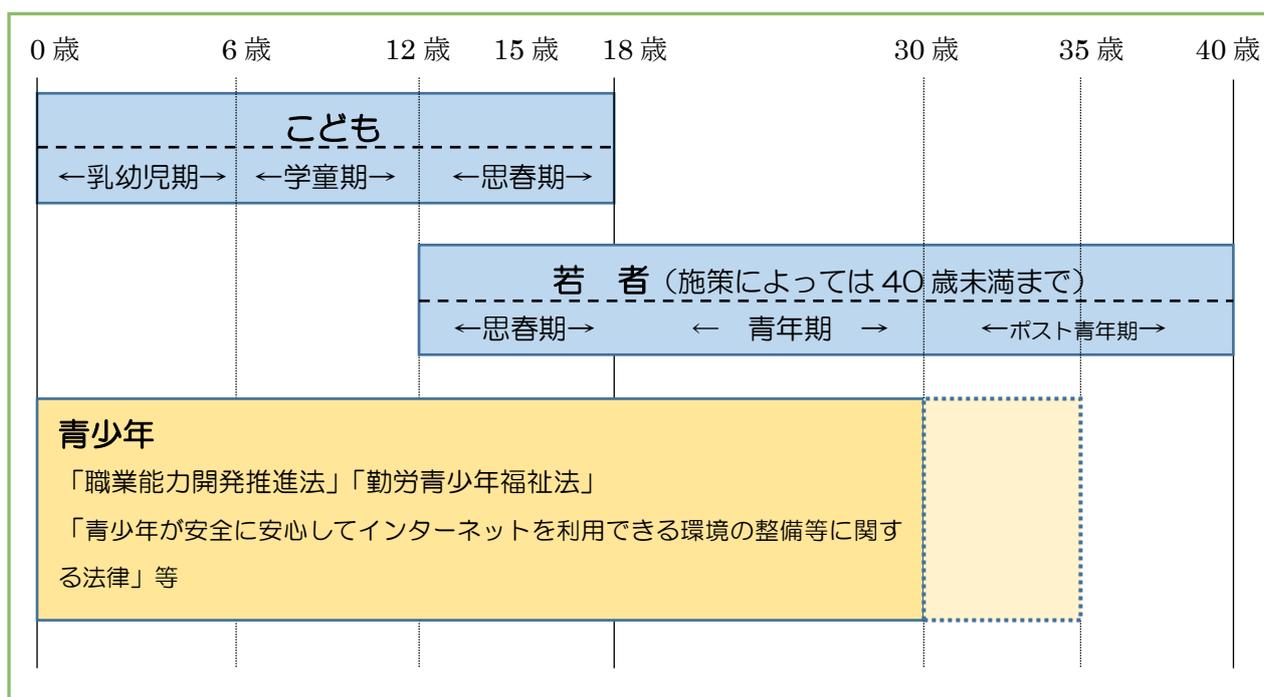
若者の範囲は施策ごとに異なっており統一的な定義は存在しない

子ども・若者育成支援推進法に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。

子ども ⇒ 乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。

若者 ⇒ 思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。

施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。



1. 各種法令等による若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	<p>法律上は規定なし</p> <p>※法律に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月）において、以下のように定義している。</p> <p>子ども ⇒ 乳幼児期、学童期及び思春期の者。</p> <p>若者 ⇒ 思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期：中学生からおおむね18歳までの者。 ・青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
職業能力開発促進法	青少年	<p>法律上の規定なし</p> <p>※職業能力開発促進法施行規則第2条の2において、15歳以上45歳未満である者と定義している。</p>
勤労青少年福祉法	勤労青少年	<p>法律上は規定なし</p> <p>※「第9次勤労青少年福祉対策基本方針」（平成23年4月）において「35歳未満」としているが、「関連する個々の施策・事業の運用上、30歳台後半の者で、35歳未満の者に準ずる課題、ニーズを抱える者については、当然、その活動を妨げない」としている。</p>
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

2. 主な若者雇用施策における若者の範囲

- ・新卒応援ハローワーク ⇒ 就職活動中の学生、既卒3年以内の者
- ・わかものハローワーク ⇒ おおむね45歳未満
- ・若者応援企業宣言事業 ⇒ 35歳未満
- ・キャリア形成促進助成金 ⇒ 採用後5年以内かつ35歳未満
(若者人材育成コース)